

控除額について

控除の種類		控除対象となる方	控除額 (1人につき)
同居及び 扶養親族控除		入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養家族	38万円
特 別 控 除	老人控除対象 配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	
	扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	25万円
	障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など 	27万円
	特別障がい者 控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など 	40万円
	寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方 	最高 27万円
ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められた方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が58万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること。 ・合計所得金額が500万円以下であること 	最高 35万円	